

「企画員 高度な企画調整事務」を
「調査員 監査に関する専門的調査事務」に改
る。

監査委員事務局

長野県内水面漁場管理委員会指示第8号

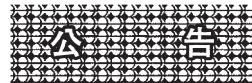
漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成20年3月21日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖野 外輝夫

平成20年6月1日以降（野尻湖、木崎湖にあっては平成20年12月1日以降）、オオクチバス、コクチバス又はブルーギルを採捕した者は、採捕した河川、湖沼又はその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、試験研究による再放流で、かつ、長野県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合、又は漁業権者からの解除申請があり逸出防止策が講じられていると委員会が認めた場合は、この限りでない。

内水面漁場管理委員会事務局



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年3月21日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年2月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人オフィスロイヤル

3 代表者の氏名

田中理恵

4 主たる事務所の所在地

松本市新橋3番21号

5 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対し、地域福祉、教育、職業能力の開発の分野において、IT技術の習得・利活用、コミュニケーション能力等社会に求められている知識を、セミナー等により提供し、地域全体の情報化社会の発展と、安心安全で暮らしやすい地域社会の向上に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年3月21日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年3月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人上田市身体障害者福祉協会

3 代表者の氏名

瀬志本正夫

4 主たる事務所の所在地

上田市中央三丁目5番1号

5 定款に記載された目的

この法人は、身体障害者及び社会的弱者に対し、福祉活動と社会参加を目指し、一般市民と共にノーマライゼイションのまちづくりに寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項の規定により、第5期諏訪湖水質保全計画をつぎのとおり定めました。

平成20年3月21日

長野県知事 村井 仁

第5期諏訪湖水質保全計画

1はじめに

長野県最大の湖である諏訪湖は、流域内に八ヶ岳中信高原国定公園をはじめ自然環境に恵まれた地域を抱え、水資源を安定的に供給するとともに、地域の歴史と文化、人々の生活と生産活動を支えてきました。

しかし、社会・経済活動の発展、都市化の進展に伴い、湖は汚濁が進行し、富栄養化によるアオコの発生など、さまざまな環境上の支障が現れました。

このため、昭和61年11月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼の指定を受け、諏訪湖の浄化のため、昭和62年度以降4期にわたり湖沼水質保全計画を策定し、下水道の整備等工場・事業場及び生活排水対策、底泥のしゅんせつ等を国、県、市町村、住民、事業者が連携して実施してきました。

この結果、平成18年度には全窒素について水質目標値が達成され、全りんは水質目標値、環境基準が達成されるなど、諏訪湖の水質は少しづつ改善しているものの、COD（化学的酸素要求量）の水質目標値及びCOD、全窒素の環境基準の達成には至っていません。

このように諏訪湖の浄化は、少しづつ着実に進んでいます。しかし、一旦富栄養化の進んだ湖の浄化は難しく、水質指標値は改善しているものの、かつての豊かで清らかな水をたたえ、水草が生い茂り、さまざまな魚や貝を育んでいた諏訪湖とそれを支えた流域の姿はいまだ戻っていません。

少なくとも昭和30年代までは確かにここにあった諏訪湖「人と生き物が共存する諏訪湖」との再会をこれから長期ビジョンとして掲げ、今後とも粘り強く水質保全活動に取り組んでいく必要があります。

本計画は、この長期ビジョンの道程として今後5年間の水質保全施策を定め、国、市町村、住民、事業者等の理解と協力を得て実施しようとするものです。

2長期ビジョン

(1)長期ビジョン

長期ビジョン（望まれる諏訪湖の将来像）を「人と生き物が共存する諏訪湖」とし、かつて昭和30年代まではきれいだった湖水が高度経済成長期に汚濁が進み、その後30年あまりの住民をはじめとする関係者の努力で徐々に浄化してきた水環境の歴史的変遷を踏まえ、今後、およそ20年後（平成39年度）において、この将来像を実現することとします。

(2)計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋

長期ビジョンに描く、およそ20年後の諏訪湖の姿「人と生き物が共存する諏訪湖」の実現に向けては、この計画を始めとする各期計画の事業をそれぞれの事業目標に照らし継続的に粘り強く進めるほか、各期において調査測定、研究の結果を踏まえた施策を地域の関係者と連携して実施します。

3計画期間

この計画の期間は、諏訪湖の滞留時間が39日であるという特性から、比較的短い期間で各種対策の効果の発現が期待でき、かつ、具体的な事業量の把握可能な期間等を考慮し、平成19年度から平成23年度までの5か年とします。

4水質の保全に関する方針

(1)計画期間内における施策の展開

計画期間内に実施する具体的な施策については、下水道整備、工場・事業場及び生活排水対策、水辺整備にあわせた水生生物帯の復元管理等これまで実績を上げてきた施策を着実に継続することに加え、上川・宮川流域における流出水対策の重点的実施等に取り組みます。

(2)水質目標

長期ビジョンを見通す中で、計画期間内に達成すべき目標として、COD及び全窒素について水質目標値を定め、着実な水質改善を行ないます。なお、すでに環境基準を達成している全りんについては、現状水準の維持・向上に努めます。

<水質目標値>

項目	現状 (平成18年度)	目標値又は目標 (平成23年度)	環境基準
COD (化学的酸素要求量)	75%値 (mg/l)	7.4	4.8
	年平均値 (mg/l)	5.5	4.6
全窒素	年平均値 (mg/l)	0.71	0.65
全りん	年平均値 (mg/l)	0.043	現状水準の維持・向上
			0.050

5 水質の保全に資する事業

生活排水対策として、下水道整備を進め接続率を向上させるほか、地域の実情に応じ、浄化槽等の生活排水処理施設の整備を進めるとともに、家畜排せつ物処理施設及び廃棄物処理施設の整備、湖沼等の浄化対策を実施します。

(1) 下水道の整備

下水道は、諏訪湖流域下水道豊田終末処理場及び白樺湖下水道組合の終末処理場が稼働しています。処理人口は176.5千人、普及率は97.2%に達しています。

計画期間内においては、未普及地域の解消及び接続率の向上に努めるものとし、下表のとおり整備を進めます。

<下水道整備計画>

年 度	実 施 主 体	行政 人口	処理 人口	普 及 率	接 続 率
現 状 (平成18年度末)	県・市町村	181.6千人	176.5千人 〈 176.5 〉 《 175.9 》	97.2%	97.8%
目 標 (平成23年度末)	県・市町村	182.6千人	180.0千人 〈 180.0 〉 《 179.5 》	98.6%	98.9%

(注) 〈 〉書きは、C O Dについての高度処理(内数)

(注) 《 》書きは、窒素及びりんについての高度処理(内数)

(2) その他の生活排水処理施設の整備

① 浄化槽の整備

指定地域内における浄化槽の整備状況は、平成18年度末において、処理人口で3.9千人です。

浄化槽の整備については、補助制度の積極的な活用により計画期間内に下表のとおり整備を進めます。

また、浄化槽の普及に当たっては、窒素、りん除去型(処理対象人員50人以下のものは窒素除去型)の設置を推進します。

<浄化槽整備計画>

年 度	実 施 主 体	行政 人口	処理 人口	普 及 率
現 状 (平成18年度末)	市町村	181.6千人	3.9千人	2.1%
目 標 (平成23年度末)	市町村	182.6千人	2.2千人	1.2%

(注) 計画期間における設置予定基數390基

② し尿処理施設の整備

し尿及び浄化槽から発生する汚泥の適正処理に係る取組については、下表のとおりです。

<し尿処理施設整備計画>

対 策	実 施 主 体	現 状 (平成18年度末)	目 標 (平成23年度末)
し尿処理施設	市町村が構成する組織	3 施設 263kl/日	3 施設 263kl/日

(注1) し尿処理施設の1施設について、建替えを検討しています。

(注2) し尿処理施設のうち、ほかの2施設については、流域外に設置、放流されています。

(3) 家畜排せつ物処理施設

助成制度の活用指導等により適正な処理と堆肥としての利用を推進します。

(4) 廃棄物処理施設の整備

諏訪湖の水質保全のため、ごみ等の不法投棄及び不適正処理の防止に努める必要があります、下表のとおり必要な廃棄物処理施設等の整備を行います。

<一般廃棄物処理施設整備計画>

対 策	実 施 主 体	現 状 (平成18年度末)	目 標 (平成23年度末)
焼却施設(灰溶融炉を含む)	市町村が構成する組織	4 施設 296t/日	5 施設 311t/日
粗大ごみ処理施設		1 施設 10t/日	1 施設 10t/日
資源化等を行う施設		3 施設 85t/日	3 施設 85t/日
保管施設		2 施設 692m ³	2 施設 692m ³
最終処分場		4 施設 161千m ³	4 施設 161千m ³

(5) 湖沼等の浄化対策

① 流入河川における浄化対策

ア 流入汚濁負荷の回収・除去

流入河川の汚濁負荷を沈殿等により回収・除去するなどの浄化対策について、水質改善効果及び費用対効果等を十分に検討し、流入河川の水質状況を勘案しながら必要な対策を講じます。

イ 多自然川づくり

河川や水路の改修においては、地域の生態系に配慮した多自然川づくりを進めることにより、川の持つ自然浄化機能を向上させます。

対策	実施主体	現状 (平成18年度末)	目標 (平成23年度末)
多自然川づくり	県	12.1km	13.3km

② 湖内における浄化対策

底泥からの栄養塩類の溶出を抑制するためのしゅんせつ等湖内における浄化対策について、水質改善効果及び費用対効果等を十分に検討し、諏訪湖の水質状況を勘案しながら必要な対策を講じます。

③ 浮遊ごみ・枯れた水草等の除去

県及び市町村は、諏訪湖内に浮遊しているごみの除去、枯れた水草等の刈取り除去を実施します。

④ 多様な生態系の持つ自然浄化機能を活用した浄化対策

「諏訪湖の水辺整備に関するマスタープラン」に基づき、諏訪湖畔の整備を行い、自然豊かな水辺を再生して、水生植物帯による自然浄化機能の回復を図ります。

対策	実施主体	現状 (平成18年度末)	目標 (平成23年度末)
水辺整備	県	11.2km	12.2km

6 水質保全のための規制その他の措置

(1) 工場・事業場排水対策

① 排水規制

水質汚濁防止法及び公害の防止に関する条例に基づき、工場・事業場に対する立入検査等の監視を強化し、適切な指導を行うとともに、排水基準の遵守徹底を図ります。

併せて、水質汚濁防止法等に係る違法行為に対する指導取締りの強化を図ります。

対策	実施主体	現状 (平成14~18年度)	目標 (平成19~23年度)
工場・事業場立入検査	県	延べ 668件	延べ 700件

② 汚濁負荷量規制の対象事業場の拡大

湖沼水質保全特別措置法に基づき、これまで新增設の湖沼特定事業場だけに規制基準が適用されていましたが、同法の改正に伴い、新たに既設の湖沼特定事業場に対し、COD、窒素含有量及びりん含有量の汚濁負荷量の規制基準を定め適用するとともに、適切な対応を指導します。

③ 指導等

ア 下水道の供用区域においては、下水道への接続促進を図ります。

イ ①及び②の規制の対象外となる工場・事業場（小規模事業場）に対しては、公害関係施設等監視指導実施要領に基づき、必要な排水処理施設の整備、改善及び適正管理の指導を行います。

ウ 不法投棄に起因する水質汚濁を防止するため、長野県不法投棄監視連絡員設置要綱に基づき不法投棄監視連絡員による廃棄物不法投棄防止パトロールを行います。

(2) 生活排水対策

長野県水環境保全総合計画に定める水環境保全行動指針に基づき、次のとおり取組を進めます。

① 水環境に配慮した生活行動の推進

水環境保全に配慮した生活習慣を身につけるよう呼びかけ、家庭からの汚濁物質の低減に努めます。

② 下水道供用区域における下水道への接続の促進

下水道の供用区域においては、遅滞なく生活排水を下水道に流入させるよう、地域住民に対する啓発、指導に努めます。

③ 净化槽の適正な設置、管理の確保

浄化槽法及び建築基準法に基づく浄化槽の適正な設置、保守点検及び清掃の徹底並びに法定検査の受検促進のため、浄化槽設置者組合を通じて、施工者、管理者等に指導・啓発を行い、適正な管理の確保を図ります。

また、浄化槽の機能が維持されるよう、家庭における適正な使用等を周知します。

(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策

① 畜舎の管理の適正化

上乗せ排水基準が適用となる畜舎、指定施設及び準用指定施設である畜舎について、それぞれ引き続き排水基準の遵守、公害の防止に関する条例に基づく施設の構造基準等の徹底を図るとともに、これらの規制の対象外となる畜舎については、必要に応じて施設の改善や適正管理等の啓発に努めます。

② 家畜排せつ物の適正管理と利用の促進

家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設には、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に定める基準の遵守について、実態調査や巡回指導等を実施し、家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進を図ります。

(4) 魚類養殖に係る汚濁負荷対策

指定施設であるこいの養殖用の網いけすについては、公害の防止に関する条例に基づく飼料の投与、死魚の適正処理等に関する規制基準の遵守の徹底を図るとともに、内水面養殖管理指針に基づく指導を引き続き実施することにより、環境への負荷を考慮した養殖生産に努めます。

また、規制の対象外となる養殖用施設については、必要に応じて施設の改善、適正管理等の指導等を行います。

(5) 流出水対策

① 市街地対策

ア 降雨等に伴い市街地の道路や側溝等から流出する汚濁負荷を削減するため、下表のとおり、市街地排水浄化対策モデル事業等で設置した貯留、沈殿施設を活用するとともに、道路路面、道路側溝、水路等の清掃及び住宅・事業場の敷地、公園、ごみステーション、生活道路・側溝等の清掃を実施します。

対策	実施主体	事業量
雨水貯留・沈殿施設による市街地排水処理	県、関係団体	集水面積 6.5ha
道路路面の清掃	県、市町村（注）	延べ 607km
道路側溝、水路の清掃	県、市町村（注）	延べ 60km

(注) この他住民の自治組織による清掃活動を多数実施予定

イ 各戸において、雨水貯留、雨水浸透ますの設置に努めます。

ウ 公共の駐車場、歩道等に透水性舗装や雨水浸透ます等を設置し、汚濁物質の流出抑制に努めます。

エ 諏訪湖流域の各市町村においては、湖周辺及び指定地域内の観光地について空き缶やたばこの吸い殻等ごみのポイ捨ての防止に努めます。

② 農地対策

ア 「長野県環境にやさしい農業推進方針」に基づき、環境への負荷の軽減を図るため、環境にやさしい農業を推進します。

対策	実施主体	現状 (平成18年度)	現状 (平成18年度)
エコファーマー認定促進	農家、JA、県、市町村	145人	530人
農地、水、環境保全向上対策での先進的農活動の推進		—	3組織
直播栽培の普及		1ha	52ha
化学肥料 減肥体系 栽培の普及		700ha	900ha
緩効性化学・有機質肥料の施肥普及		150ha	250ha
畦内施肥技術の普及		187ha	250ha
土壤診断に基づく施肥普及		44ha	81ha
環境にやさしい農産物認証面積		130ha	130ha
クリーニングクロップの導入			

イ また、農地に関する非特定汚染源対策については、関係各機関が協働して水田を利用した水質浄化等の研究を行い、農業者への普及啓発により事業を推進します。

③ 自然地域対策

ア 森林等自然地域から降雨等に伴い流出する負荷に関しては、土壤浸食や崩壊による汚濁負荷流出を防止するために、保安林の指定を推進するとともに、下表のとおり森林の適正管理に努め、山腹崩壊や土石流を防止するための治山、砂防事業の推進を図ります。

対策		実施主体	事業量
保安林の整備	間伐、植栽	県	500ha
保安林以外の整備	間伐、植栽	市町村、関係団体等	3,630ha
治山（谷止工、山腹工等）		県	20箇所
砂防施設の建設		県	5河川

イ ゴルフ場、スキー場については、汚濁負荷の流出防止に努めるよう指導します。

④ 河川直接対策

県、市町村及び関係団体は、諏訪湖岸及び流入河川の清掃、河川区域の枯れたヨシ焼き等により、洪水時に諏訪湖へ流入する浮遊ごみ及び枯れた水生植物の抑制を図ります。

⑤ 流出水対策地区の指定及び重点的な対策の実施

湖沼水質保全特別措置法第25条第1項に基づき、流出水の水質改善に資する対策を推進する地区として、上川・宮川流域を流出水対策地区として指定するとともに、流出水対策推進計画を別添のとおり定め実施します。

(6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護

- ① 緑地その他湖辺の自然環境については、その生態系を構成する動植物、土壌等による水質保全上の機能に着目した整備を図ります。
- ② この計画中の各種汚濁源対策等とあいまって諏訪湖の水質の保全に資するよう、自然環境保全法、自然公園法、環境影響評価法、森林法、都市計画法、都市緑地法、河川法、景観法、自然環境保全条例、環境影響評価条例、長野県景観条例等の関係諸制度の的確な運用を通じて、指定地域内の森林等の緑地保全、その他湖辺の自然環境の保護に努めます。

7 その他水質保全のために必要な措置

(1) 公共用水域の水質の監視

諏訪湖の水質の状況を的確に把握するため、諏訪湖の3地点及び流入河川の6地点（4河川）において、水質の監視、測定を行います。

また、上流域の河川において、農薬、有機塩素系化合物等の水質測定を行います。

(2) 調査研究の推進

諏訪湖内及び流入河川における水質の浄化を図るため、国及び県関係機関において次の調査研究を推進します。

- ① 水質保全対策の評価に関すること。
- ② 多様な魚類の生息環境を形成するための技術に関すること。
- ③ ヒシの除去と生態系への影響等に関すること。
- ④ 釜口水門における下段放流の効果等に関すること。
- ⑤ 湖水の水質の長期的な観測及びその評価に関すること。
- ⑥ 諏訪湖の水質関係データの解析に関すること。
- ⑦ 諏訪湖底質中の重金属等含有量に関すること。
- ⑧ 流出水負荷原単位に関すること。
- ⑨ 水田を利用した水質浄化に関すること。

(3) 普及啓発事業

- ① よみがえれ諏訪湖ふれあいまつりの開催や、人工なぎさ等湖辺の親水施設等を活用したイベントの開催を通じて地域住民の水質保全意識の高揚を図ります。
- ② 諏訪地域の博物館等で観光客等を対象として諏訪湖に関する展示を行い、環境美化等の啓発を図ります。
- ③ 水環境保全に取り組む民間団体等と連携をとって、諏訪湖流域の水質調査等を行います。

(4) 学習活動の推進

- ① 湖水を利用した植物栽培やこどもエコクラブ等のせせらぎサイエンス（水生生物水質調査）などの環境学習を通じて広く水環境を守る生活実践活動を促進します。
- ② 活動団体等の交流研修会を開催して水環境保全活動事例や研究の発表及び情報交換を行います。
- ③ 小学生等を対象とした水環境に関する副読本や絵本の配布など、地域における環境学習を推進します。

(5) 関係する計画、関係地域計画との整合

本計画の実施に当たっては、健全な水循環と安定した水資源の確保、きれいで安心な水の保全など良好な水環境づくりをめざす「長野県水環境保全条例」に基づく「水環境保全総合計画」及び指定地域の開発に係る諸計画に十分配慮し、これら諸計画との整合性の確保を図るとともに、諏訪湖の水質保全に関する諸計画・制度の運用に当たっては、本計画の推進に資するよう十分配慮します。

(6) 事業者等に対する助成

政府系金融機関による融資制度とともに、県及び市町村等の融資制度の活用により、事業者等による排水処理施設の整備等を促進し

ます。

(7) 処理活動の支援

本計画の各種施策を推進するため、県及び市町村はアダプトプログラム※等による諏訪湖流域の実践的な処理活動を積極的に支援します。

また、住民、事業者、団体等、幅広い主体の連携が図られるよう、水質保全活動や技術、研究結果等に関する情報の整理、提供に努めます。

※ アダプトプログラム

河川、道路、公園等公共の場所の一定範囲の美化活動を住民、団体、企業等が、親が子を育むように取り組むもの。

別添

上川・宮川流域における流出水対策推進計画

1 流出水対策の実施の推進に関する方針

諏訪湖に流入する汚濁負荷（全窒素）の発生源別の割合は右図のとおりです。工場・事業場、家庭等の特定汚染源は対策が進み、負荷が減少したのに対し、市街地、農地、自然地域から降雨により流出する非特定汚染源の流出水負荷については、対象が広汎で対策が難しく、負荷の大部分を占めるようになっており、削減が課題となっています。

流出水負荷については、上川・宮川流域の負荷が全体の7割から8割を占めており、流域を湖沼水質保全特別措置法に定める流出水対策地区とし、対策を重点的に実施します。

(1) 取組目標

上川・宮川流域においては、市街地、農地等土地利用に応じた流出水対策を水の循環に留意する中で重点的に行い、諏訪湖への汚濁負荷の流入を削減します。

取組の内容と成果、研究の結果等は、上下流が協力した湖沼水質保全あるいは環境にやさしい農業のモデルケースとして発信し、「諏訪ブランド」の形成に役立てます。

(2) 実施主体

県及び流域の市町村が主体となって事業を進めるとともに、地域住民、関係機関が互いに連携、協力することにより、流出水対策を推進します。

2 流出水の水質を改善するための具体的方策に関すること

(1) 市街地対策

対策	実施主体	事業量
道路清掃	県、市町村	延べ 555km/年
側溝清掃		延べ 30km/年

(注：事業量については、全体事業量に流域市町村面積割合を乗じて算出)

② 水の循環の促進を通じた流出水対策として、公共の駐車場、歩道等の透水性舗装や雨水浸透ますの設置に努めるとともに、住宅では雨水地下浸透施設設置の普及啓発を図ります。

③ 宅地、事業場敷地等からの土砂流出を防ぎ、植物に栄養塩類を吸収させるため、緑化を促進します。

(2) 農地対策

長野県において実施している「環境にやさしい農業」の施策をベースとし、その普及を先進的に進めます。

